

阿賀野市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月29日

阿賀野市長 田 中 清 善

阿賀野市規則第32号

阿賀野市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則

阿賀野市消防団の組織等に関する規則（平成17年阿賀野市規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

名称		管轄区域	
安田方面隊	安田常備分団		安田地区全域
	安田第1分団	第1部	宮町、安田上町、安田中町、安田下町、片町、浦町、安田栄町、千刈町、小路、本町、安田横町、新町、御城町、門前
		第2部	下学校町、上学校町、東学校町、原町、安田新栄町、竜下、沢田
		第3部	安田寺社一、安田寺社二、安田寺社三、安田寺社四、安田寺社五、物見山町
		第4部	庵地、庵地小路、岩野、二本松
		第5部	福永、籠田、羽多屋、中山、ツベタ、丸山
	安田第2分団	第1部	小松
		第2部	草水
		第3部	六野瀬
		第4部	久保
		第5部	渡場
	安田第3分団	第1部	新保
		第2部	南郷砂山
		第3部	小浮新田、小浮本村、千唐仁、野田、嶋瀬
	笹神方面隊	笹神第1分団	第1部
第2部			山崎
第3部			発久、下山屋、塚田
第4部			上山屋、蒔田、赤水、野村
第5部			須走、横山
第6部			金屋、押切、五頭の里

		第7部	次郎丸、上坂町、羽黒	
		第8部	上一分、下一分、堤、小栗山、沢口	
	笹神第2分団	第1部	宮下、七浦、宮島	
		第2部	大室	
		第3部	福井、貝喰	
		第4部	村杉、大日、今板、出湯	
		第7部	勝屋、畑江、湯沢	
		第8部	折居、女堂	
		笹神第3分団	第1部	村岡、熊堂、滝沢
	第2部		上高関、上蔵野、長起、上西野	
	第3部		中ノ通、飯山新、藤屋	
	第4部		高田、上高田	
	第5部		山倉・上関口、山倉新田、南沖山、しらとり	
	第6部		島田、本明、沖、下福岡、泉	
	第7部		榎船渡、船居、沖ノ館	
第8部	上飯塚、榎			
京ヶ瀬方面隊	京ヶ瀬第1分団	第1部	曾郷、猫山、小里、さくら団地、曾郷エコタウン、曾郷あさひ、シンフォニータウン曾郷、サンセット曾郷	
		第2部	金淵、乙金淵、法柳新田	
		第3部	駒林1、駒林2の一部、駒林3、五郎巻	
		第4部	駒林2の一部、駒林4、駒林5、駒林6	
	京ヶ瀬第2分団	第1部	姥ヶ橋、飯森杉、飯森杉団地、夢タウン姥ヶ橋	
		第2部	緑岡1、緑岡2、緑岡3、緑岡4、緑岡5、緑岡6	
		第3部	法柳、深堀、下黒瀬	
		第4部	上黒瀬、田山、城、窪川原、美里団地	
		第5部	下ノ橋、京ヶ島第一、京ヶ島	
	京ヶ瀬第3分団	第1部	関屋、箸木免、前山	
		第2部	七島、月崎	
		第3部	小河原、下里	
		第4部	嘉瀬島、粕島、小島、川前	
	水原方面隊	水原第1分団	第1部	旭町、南新町の一部、中島1、中島2、中島3、中島4、中島5、弥生町、下金田
			第2部	水原上町、小川町、水原横町、南新町の一部、東雲町、東柳町、柳町、北新町、

			新光町、西外城、中外城、東外城、日の出町、砂押、上袖、下袖、白鳥通り
		第3部	水原中町、水原下町、泉町、天朝通り、諏訪町、新々町、水原新栄町、堰場、元町1、元町2、庚町、松井町1、松井町2、水原栄町、南町、消防通り
		第4部	新橋、杉並、館の越、前山口、上山口、中山口、下山口1、下山口2、下山口3、みそら野、南山口
		第5部	停1、停2、停3、若葉町、緑町、稲荷町、あがの
		第6部	中島6、学校町、桜木町、百津
		第7部	沖通
		第8部	天神堂、千原
	水原第2分団	第1部	堀越上、堀越中、堀越下、町村、堀越外城、坂町、越御堂
		第2部	原
		第3部	野地城、庄ヶ宮、あやめ
		第4部	里金田、里上、里中、里下、大野地、境新田
		第5部	荒屋、上中野目、すみれ野、あさひ、みずほ、上中、市野山、新市野山、シンフォニー市野山、土橋
		第6部	中潟上、中潟中、中潟下
		第7部	小境、福田
		第8部	牧島、境新、七石
	水原第3分団	第1部	分田1、分田2、分田3、分田学校町、分田5、分田6、分田7、分田8
		第2部	上江端1、上江端2
		第3部	新座
		第4部	上福岡
		第5部	西岡、水ヶ曾根
		第6部	山本新
		第7部	水原寺社、熊居新田、切梅新田
女性部			市内全域
計 13分団 72部			

別表第3中

「

団員	616人	
合計	810人	

」

を

「

団員	526人	
合計	720人	

」

に改める。

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。